

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その1)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-自-1016
箇所名	塚浜の1
所在地	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜
調査機関	宮城県東部土木事務所



位置図(S=1:200,000)



位置図(S=1:25,000)

宮城県

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の電子地形図25000及び電子地形図20万を複製したものである。(承認番号 令元情複、第888号)」

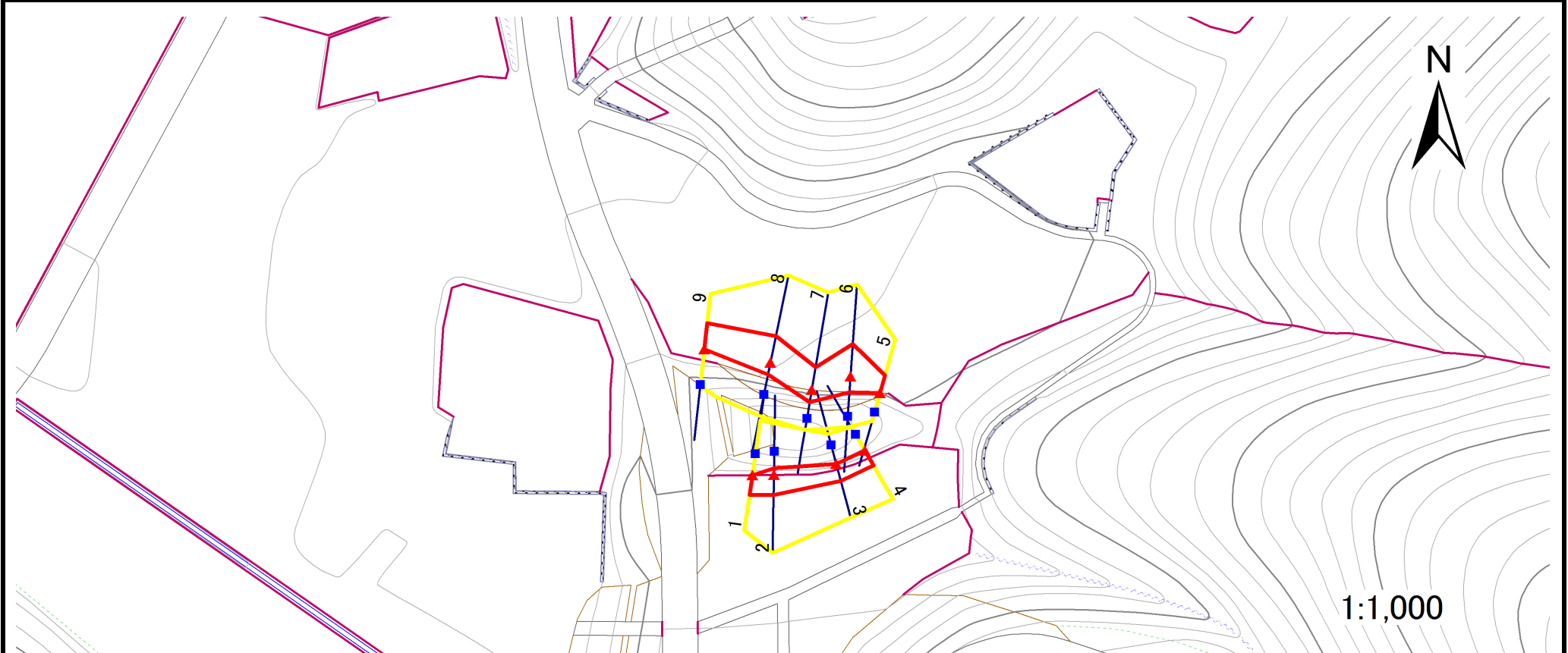
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その2)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

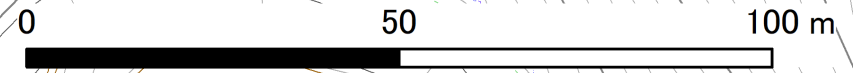
調査年度	平成30年度
------	--------

危害のおそれのある土地、著しい危害のおそれのある土地の設定図

急傾斜地の位置	箇所番号	I-自-1016	箇所名	塚浜の1	所在地	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜
---------	------	----------	-----	------	-----	-------------



1:1,000



危害のおそれのある土地の区域(土砂災害警戒区域)		
著しい危害のおそれのある土地の区域(土砂災害特別警戒区域)	土石等の(移動)高さが1m以下の場合 土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域	
	土石等の堆積の高さが3mを越える区域	
それ以外の区域		

凡例		上端		横断測線
		下端		

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(その3)

告示番号	宮城県告示第231号
告示年月日	令和3年3月26日

建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

急 傾 斜 地 の 位 置	箇 所 番 号	I-自-1016	箇 所 名	塚 浜 の 1	所 在 地	牡鹿郡女川町塚浜字塚浜														
横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力							
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域													
	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)	力の大きさのうち最大のもの (kN/m ²)	土石等の高さ (m)						
1 ~ 2	-	-	45.7	1.0	-	-	12.0	2.4	~											
2 ~ 3	-	-	45.7	1.0	-	-	12.0	2.4	~											
3 ~ 4	-	-	40.4	1.0	-	-	11.5	2.3	~											
~									~											
5 ~ 6	-	-	73.2	1.0	-	-	11.2	2.3	~											
6 ~ 7	-	-	73.2	1.0	-	-	12.2	2.5	~											
7 ~ 8	-	-	61.0	1.0	-	-	12.2	2.5	~											
8 ~ 9	-	-	61.0	1.0	-	-	11.2	2.2	~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											
~									~											